

年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会
令和7年 10 月 30 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

(3)年金記録の訂正請求を却下としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500274 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500057 号

第 1 結論

請求者の A 社における令和 2 年 6 月 30 日、令和 3 年 6 月 30 日及び令和 4 年 6 月 30 日の標準賞与額を 150 万円に訂正することが必要である。

令和 2 年 6 月 30 日、令和 3 年 6 月 30 日及び令和 4 年 6 月 30 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和 2 年 6 月 30 日、令和 3 年 6 月 30 日及び令和 4 年 6 月 30 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 令和 2 年 6 月 30 日
② 令和 3 年 6 月 30 日
③ 令和 4 年 6 月 30 日

厚生年金保険の記録では、請求期間①、②及び③に A 社から支給された賞与が、年金給付に反映されない標準賞与額として記録されているので、当該賞与を年金給付に反映される標準賞与額として記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書及び A 社から提出された賃金台帳により、請求者は、同社から請求期間①、②及び③に標準賞与額の上限額である 150 万円を超える賞与の支払を受け、標準賞与額 150 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該各期間に係る厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、請求者の当該各期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第2500270号
厚生局事案番号 : 近畿(国)第2500018号

第1 結論

平成2年12月から平成4年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年12月16日から平成4年2月1日まで

これまで役所から納付書が送られてきたものについては全て納付しているところ、請求期間の国民年金保険料についても、A市役所から納付書が届いたので、同市役所の案内所で案内されるとおりに納付書に現金を添えて納付した。納付した際に交付された領収書は紛失しているが、国の記録によると、請求期間は国民年金保険料を納付していない期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、納付時期ははっきり分からないとしながらも、A市役所から納付書が送られてきたことを契機として同市役所に赴き、その時点で未納となっていた全額を一括で納付した旨主張している。

しかしながら、国民年金保険料を納付するためには、国民年金の加入手続を行い、年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)の払出しを受ける必要があるところ、社会保険オンラインシステム等により氏名検索を行ったが、請求者に対する記号番号の払出しは確認できず、請求者は、請求期間において国民年金の被保険者となっていないことから、請求期間に係る国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者は国民年金の加入手続時期及び請求期間に係る国民年金保険料の納付時期について、分からない旨陳述しているところ、オンライン記録によると、請求者について、i)平成9年3月17日付けで基礎年金番号の付番が行われていることが確認できること、ii)平成9年4月2日付けで過年度保険料に係る納付書が作成された事跡が確認できること、iii)平成9年4月3日付けで平成7年3月から平成8年3月までの13か月に係る国民年金保険料が、遡って一括納付されていること、iv)平成9年4月22日付けで平成8年4月から平成9年3月までの12か月に係る国民年金保険料が、遡って一括納付されていることを踏まえると、請求者については、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されたことを契機に同年3月に国民年金の加入手続が行われ、その後に国民年金保険料の納付が開始されたと考えられる。

さらに、請求者が請求期間当時に住民登録をしていたA市は、請求期間当時の国民年金の加入・喪失・保険料納付記録等について保管している資料はない旨回答している。

このほか、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料はなく、ほかに請求者の請求期間に係る国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第 2500181 号
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第 2500056 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 15 年 5 月 1 日から平成 16 年 7 月 1 日まで

私は、平成 15 年 5 月から平成 21 年 3 月までの期間、A 社(現在は、B 社)に在籍し、C 社を勤務場所として営業の仕事に従事していたが、厚生年金保険の記録によると、A 社における被保険者資格の取得年月日が平成 16 年 7 月 1 日とされており、請求期間に係る被保険者記録がない。

しかし、請求期間には給与から厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間を A 社における厚生年金保険被保険者期間として年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が請求期間において、請求対象事業所に厚生年金保険の被保険者として勤務又は在籍していた事実が認められた上で、被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされている。

しかしながら、B 社は、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる資料を保管していないため不明である旨回答している。

また、請求者は、自身と同じ勤務場所で同じ仕事に従事していた同僚として複数の者の名前を挙げていることから、このうち連絡先が判明した者に照会したが、これらの同僚から、請求者について、A 社における勤務(在籍)期間、請求期間における厚生年金保険の加入の取扱い及び請求期間における厚生年金保険料の控除状況について明らかとする回答及び陳述は得られず、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における住所地である D 市は、請求者の当該期間に係る課税資料は保存期間満了のため確認できない旨回答しており、ほかに請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が、請求期間において、厚生年金保険の被保険者として、勤務又は在籍していたこと及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。